

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様に対する利益還元及びお客様を始めとする取引先、地域社会、社員等全てのステークホルダーの信頼に応えることが重要であると認識しております。そして、継続的な事業活動を通じて収益力及び企業価値の向上を目指すとともに、透明性の高い健全な経営を実現させることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

すべての原則について、2018年6月に改定されたコードに基づき記載しております。

【補充原則1-2④ 議決権の電子行使・招集通知の英訳】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後は持株比率の推移を踏まえて議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳について導入を検討してまいります。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先企業との円滑な取引関係の維持・発展を目的に政策保有株式を保有しております。政策保有株式については、毎年取締役会において、経済合理性(リスク・リターン)や今後の取引状況を踏まえ、継続保有の適否を判断してまいります。

なお、経済合理性については、保有に伴う便益や株価の動向を踏まえ、個別に検証を行ってまいります。その検証結果に基づき、株式を保有することにより今後の収益獲得が期待できる、または事業活動の円滑な推進が期待できるかに関して審議を行い、売却する銘柄を決定いたします。

議決権の行使については、投資先企業の経営方針を尊重した上で、当社の中長期的な企業価値の向上に資するか否かの観点から総合的に判断して適切に行ってまいります。なお、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、規約型確定給付企業年金制度と選択制確定拠出企業年金制度を併用しております。当社は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に年金資産の運用の委託をしており、運用の状況については経理部において運用機関から運用状況の情報入手を定期的に行うことで運用状況をモニタリングしております。なお、経理部の人材育成については、社外の企業年金セミナー等への参加などを通じて専門性を高めることに努めております。

【補充原則3-1② 英語での情報開示】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、今後は持株比率の推移を踏まえて決算説明会資料、株主総会招集通知等の開示情報の英訳について導入を検討してまいります。なお、当社は英語版のウェブサイトを開設しており、当社の沿革や基本情報等を掲載しております。

【補充原則4-1③ 後継者計画の策定・運用】

当社は、次世代後継者育成を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表取締役社長を議長とし、執行役員で構成される経営会議(毎月1回開催)にて、指導・教育に努めております。また、後継者候補の育成計画については、取締役会の議論を踏まえ慎重に検討することとしております。

【補充原則4-2① 経営陣の報酬制度】

取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、コーポレート・ガバナンス報告書の原則3-1(iii)をご参照ください。なお、当社では役員持株会制度を導入しており、報酬と株主価値の連動性を高めることで会社の持続的な成長を目指しております。

【原則4-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、会社の業績評価の結果を経営陣幹部の人事に反映するための基準等は定めておりませんが、取締役会において適切に会社業績等の評価を行うと共に、監査等委員会による意見も踏まえ評価結果を適切に人事へ反映するよう努めております。情報開示については、経理部・総務部が都度協議し、情報開示責任者が確認を行い、適時かつ正確な情報開示を心掛けております。さらに、関連当事者との利益相反が生じる場合は取締役会において審議を行い、その取引の状況等についての適宜報告を求めています。

【補充原則4-3① 経営陣幹部の選任や解任】

当社は、経営陣幹部の評価について定めた基準はありませんが、取締役会が行う会社業績等の評価内容に加え、監査等委員会による意見も踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い適切に経営陣幹部の選任や解任をする体制を構築してまいります。

【補充原則4-3② 資質を備えたCEOの選任】

代表取締役(CEO)の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会で十分に議論し独立した社外取締役の適切な意見・助言を得た上で、資質を備えたと判断した代表取締役(CEO)を選任しております。

【補充原則4-3③ CEOを解任するための手続】

当社は、会社の業績等の評価を踏まえ、その機能を十分に発揮していないと認められる場合に代表取締役(CEO)を解任するための手続を確立してはおりませんが、今後は取締役会において審議し、客観性・適時性・透明性をより高められる手続の確立を目指し検討してまいります。

【補充原則4-10① 独立した諮問委員会の設置について】

当社は、指名・報酬委員会など独立した諮問委員会を設置していませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などを決定する際は、監査等委員会の意見を積極的に取り入れ、審議した上で決定しております。指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は確保されていると考えておりますが、今後は任意の諮問委員会の設置等についても検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

取締役は、当社の事業に精通した取締役の他に、財務・会計、法務、経済に関する適切な知見を有する者を社外取締役(監査等委員)として3名選任しており、うち1名は女性であり、多様性と適正規模を両立させた構成と判断しております。また、大学教授・公認会計士として財務・会計に関する専門家1名を選任しております。

なお、取締役会の実効性確保については、監査等委員会の意見を取り入れ、定期的に分析や評価を行うよう検討してまいります。

【補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会全体の実効性について分析・評価における基準等がないため、その結果の概要は開示していませんが、今後の検討課題と認識しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、収益力・資本効率等に関する中長期的な数値目標の公表については行っていません。収益計画については、長期目標に基づいた3カ年中期経営計画を策定・公表し、日常のIR活動及び決算説明会にて当社の経営戦略について分かりやすい説明を行うことに努めてまいります。資本政策については、経営基盤の強化を目指す一方、収益力の一層の向上と財務体質の強化を図り、安定配当を維持することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

すべての原則について、2018年6月に改定されたコードに基づき記載しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引について、会社法及び会計基準に基づく対象範囲に関し一定以上の取引額となる重要な取引については、取締役会に報告し、有価証券報告書・計算書類の個別注記表において開示しております。また、取締役が競業取引及び利益相反取引を行う場合は取締役会での承認を得ることとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 企業理念や経営戦略、中期経営計画については、当社ウェブサイト及び、決算説明会資料にて開示しております。

<https://www.space-tokyo.co.jp/ir/management-policy> (中期経営計画)

<https://www.space-tokyo.co.jp/ir/explanatory-meeting> (決算説明会資料)

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針については、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

<https://www.space-tokyo.co.jp/ir/securities-report> (有価証券報告書)

<https://www.space-tokyo.co.jp/ir/corporategovernance> (コーポレート・ガバナンス報告書)

(iii) 取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲で、各役位の業務評価、会社の業績、報酬の社会的水準、従業員給与とのバランスを勘案し、役員報酬について定める当社規程に基づき報酬額案を作成いたします。報酬額案については、監査等委員会への報告を経て、社外取締役の意見・指摘を踏まえた上で、取締役(監査等委員である取締役を除く)については、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名に当たっては、当社の業務に精通し、人格・識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる人材であることを踏まえ、経営陣幹部及び取締役会全体の能力・多様性のバランスを考慮し、監査等委員会と適正に審議した上で、取締役会の決議により決定しております。監査等委員である取締役候補の指名に当たっては、上記に加え、財務・会計、法務、経済等の多様な知見を有する人材を、監査等委員会の同意を経て、取締役会の決議により決定しております。経営陣幹部の解任に当たっては、経営陣幹部が職務遂行に不正または重大な法令もしくは定款違反等に該当する場合、取締役会の決議により決定されます。

(v) 取締役候補の選任理由については、株主総会招集通知に、社外取締役候補の選任理由については、株主総会招集通知及び有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。なお、経営陣幹部の解任については、解任が発生していないため、開示していません。

<https://www.space-tokyo.co.jp/ir/meeting> (株主総会招集通知)

【補充原則4-1① 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は、取締役会規程及び職務権限規程において取締役会等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関及び意思決定者が審議、決裁しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性に関して、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいております。独立社外取締役には豊富な経験や幅広い見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、取締役会において建設的な発言が可能な人物を選定しております。

【補充原則4-11① 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役会は、その求められる職務を満たす知識・経験・能力が確保できる人員体制を維持すべく取締役候補者の指名を行っております。多様性については、財務・会計、法務、経済などの多様な分野から3名の社外取締役(監査等委員・うち1名は女性)を選任し、業務執行から独立かつ客観的な立場で監督しております。また、取締役の指名に関する手続については、コーポレート・ガバナンス報告書の原則3-1(iv)をご参照ください。

【補充原則4-11② 取締役の兼任状況】

当社の取締役(監査等委員である社外取締役を除く)は他の上場会社の役員を兼任していません。また、社外取締役の兼任状況は合理的な範囲であり、株主総会招集通知及び有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。

【補充原則4-14② 取締役(監査等委員である取締役を含む)のトレーニング】

当社は、取締役に対し、職責や業務上必要な知識習得のために様々な研修機会を推奨しております。また、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、その際の費用については当社にて負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては総務部で管理し、情報開示担当者が株主からの質問や要求に関して迅速に対応できる体制をとっております。また、機関投資家を対象に決算説明会を半期毎に開催しており、決算説明会資料は当社ウェブサイト上に開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
スペース従業員持株会	2,679,547	11.08
加藤千寿夫	1,607,590	6.65
スペース取引先持株会	1,299,914	5.37
若林 弘之	1,124,420	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	795,700	3.29
株式会社三菱UFJ銀行	682,044	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	670,100	2.77
高津 伸生	637,098	2.63
若林 幸子	570,520	2.36
後藤 廣高	567,600	2.34

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
前川 弘美	弁護士													
和田 良子	学者													
田口 聡志	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前川 弘美	○	○	特筆すべき事項はありませんが、セントラル法律事務所のパートナー及び株式会社大光の取締役(監査等委員)を兼務しております。	セントラル法律事務所の弁護士として企業法務に精通するとともに、株式会社大光の取締役(監査等委員)として会社経営に関与している経験と豊富な見識を有しており、当社の経営に法的な見地からの確かな提言・助言ができ、意思決定における客観性や経営の健全化及び透明性の向上が期待できるものと判断し選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

和田 良子	○	○	特筆すべき事項はありませんが、敬愛大学経済学部の教授を兼務しております。	敬愛大学の教授として実験経済学及び行動経済学を研究し、経済学分野に精通する専門家としての経験と豊富な見識を有しており、当社の経営に的確な提言・助言ができ、意思決定における客観性や経営の健全化及び透明性の向上が期待できるものと判断し選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
田口 聡志	○	○	特筆すべき事項はありませんが、同志社大学商学部教授及び株式会社GTM総研の取締役を兼務しております。	同志社大学の教授・公認会計士として財務及び会計等の会計学に精通するとともに、株式会社GTM総研の取締役として会社経営に関与している経験と豊富な見識を有しており、当社の経営に的確な提言・助言ができ、意思決定における客観性や経営の健全化及び透明性の向上が期待できるものと判断し選任しております。 また、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生ずる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべく専任スタッフは配置しておりませんが、常勤監査等委員を選定し、内部監査室と連携して監査・監督を実施しております。したがって、現在の体制で充分機能していると判断し採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、定期的に監査計画・監査実施状況等について、監査等委員会は報告及び説明を受けております。また、会計監査人が重要な事実を発見した場合は監査等委員会に報告する体制が来ております。内部監査室は、年間計画に基づいた継続的な内部監査を業務全般に対し実施しており、監査結果を代表取締役社長、監査等委員会へ報告しております。

また、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は、それぞれの業務を適切に遂行するため緊密な連携を保ち、積極的に情報交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
---	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

当社は、独立社外取締役の独立性に関して、東京証券取引所の定める独立性基準に基づいております。独立社外取締役には豊富な経験や幅広い見識を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、取締役会において建設的な発言が可能な人物を選定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、短期的な視点で経営を行うのではなく、長期的な視点にたった経営を行うことを優先しております。取締役へのインセンティブ付与は実施しておりませんが、役員持株会制度を導入しております。なお、第42期定時株主総会（平成26年3月開催）において、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年12月期の取締役に支払った報酬額は次のとおりです。

区分	支給人員	支給額
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	8名	224,040千円
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	2名	14,730千円
社外取締役	3名	13,950千円

注1: 上記の他、使用人兼務役員2名に対する使用人給与相当額(賞与含む)を33,839千円支給しております。

注2: 上記支給人員には、平成30年3月29日をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲で、各役位の業務評価、会社の業績、報酬の社会的水準、従業員給与とのバランスを勘案し、役員報酬について定める当社規程に基づき報酬額案を作成いたします。報酬額案については、監査等委員会への報告を経て、社外取締役の意見・指摘を踏まえた上で、取締役(監査等委員である取締役を除く)については、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役を補佐する専任担当者はありませんが、全員が監査等委員であり、常勤監査等委員である取締役が、メール及び電話等で職務の打合せや意見交換、資料の提供等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会、監査等委員会、経営会議を設置し、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目指しています。

当社は、以下の機関を有効に機能させ企業統治の体制を構築しております。

・取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む14名で構成され、法令・定款に定められた事項及び経営方針や経営戦略等、経営に関する重要事項の意思決定を行うほか、業務の執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名を含む5名で構成され、業務執行取締役の職務執行の監査・監督を行っております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

なお、社外取締役3名とは、善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規程に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

・経営会議

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、執行役員で構成され、中長期的な経営方針及び経営計画等に関する事項を中心に、経営上の重要事項の審議を行っております。経営会議は、原則として毎月1回開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社を取り巻く経営環境が激しく変化する中、企業価値の継続的な向上を目指すためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実は極めて重要なテーマであると認識しております。現状の体制は、監査・監督機能の強化、経営判断の迅速化及び株主に対する透明性が向上するものと考えており、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第47期定時株主総会に係る招集通知におきましては、法定期日より3営業日前に発送しております。
その他	第47期定時株主総会に係る招集通知及び決議通知を、当社ウェブサイト内のIR情報に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、証券取引に関連する法令、東京証券取引所の定める諸規則を遵守することに加え、株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、重要な情報開示を公正かつ適時・適切に開示することを基本方針とし、当社ウェブサイトに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。 https://www.space-tokyo.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部を主管部署とし、関連する部署(経理部等)と連携し活動しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は開示資料作成基準を策定し、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公正な開示を行うよう努めております。
その他	当社ウェブサイトに、女性活躍推進法に基づく行動計画を掲載しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(イ) コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、取締役・使用人教育等を行うものとする。
(ロ) 取締役は内部監査部門を通じて、定期的に内部監査を実施するものとする。内部監査部門は、監査の方針、計画について監査等委員会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査等委員会と緊密に連携するものとする。
(ハ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、子会社の取締役及び使用人に対して当社の基本規程に準じた教育、研修等を行うものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、取締役会議事録、稟議書、その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理するものとする。
3. 当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(イ) 当社グループの危機管理に関する体制を整備するための危機管理規程を定め、個々の危機についての管理責任者を決定し、同規程に従った危機管理体制を構築するものとする。また、当社は子会社の危機管理について、指導・助言を行うものとする。
(ロ) 不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(イ) 取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営方針及び経営戦略に関する重要事項や業績の進捗について討議の上、対策を講ずるものとする。
(ロ) 業務執行に関して、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等による適切な権限の委譲により、効率的な取締役の職務の執行を行うものとする。
(ハ) 当社は、間接業務(財務・経理、総務、人事、業務等)を子会社に提供することにより、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制を構築し運用するものとする。
5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(イ) 子会社における業務の適正及び経営管理に適用する関係会社管理規程を定め、これを基礎として子会社で諸規程を定めるものとし、当社は子会社の取締役等及び使用人を指導するとともに、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
(ロ) 取締役は、子会社において、法令違反その他経営管理に関する重要事項を発見した場合は、適切な対応・対策を行い、監査等委員会との連携を図るものとする。
(ハ) 子会社の取締役及び使用人は定期的に当社取締役会へ職務の執行状況の報告を行うものとする。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の当該使用人への指示の実効性の確保に関する事項
(イ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会から求められた際に監査等委員会と協議の上設置するものとする。
(ロ) 監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることにより、監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。
(ハ) 監査等委員会補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の補助業務を優先し、監査等委員会の指示に基づく調査・監査補助等の推進を妨げないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社グループの取締役等及び使用人または、これらの者から報告を受けた者は、次の事項を監査等委員会に定期的及び随時報告するものとする。
 - ・当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・法令及び定款に違反する重要な事項
 - ・取締役及び使用人の職務の執行に掛かる不正行為
 - ・取締役会及び経営会議等の重要な会議で決議された事項
 - ・内部監査の結果
 - ・内部統制システムの構築に関する事項
 - ・内部通報の内容及び状況
 - ・その他職務遂行上、必要と判断した事項
8. 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告したことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 監査等委員会が、当社グループにおける会議の議事録、各種報告等の重要事項について閲覧できる体制を整えることとする。
(ロ) 代表取締役は、随時、監査等委員会との会合をもち、会社の経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、意思疎通を図ることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力とは、一切の関係を持たない。」ことを基本方針としております。そのため、反社会的勢力対策基準を策定し、相手が反社会的勢力であるかどうかについて、常に、通常必要と思われる注意を払うと共に、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点やその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するよう努めております。

また、反社会的勢力から不当要求がなされた場合は、速やかにその対応部署へ報告・相談し、あらゆる民事上の法的手段を講ずるとともに、代表取締役社長以下、組織全体で対応するよう、役員及び従業員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の適時開示に対する基本的考え方

当社は、利害関係者である株主及び投資者(以下「ステークホルダー」という。)への適時適切な情報開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常にステークホルダーの視点にたった迅速、正確かつ公正な会社情報適時開示を組織的に行ってまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、代表取締役社長を情報取扱責任者とし、その指名により経営企画本部長を副情報取扱責任者としております。また、経営企画本部長は情報開示委員会の委員長を兼任しております。

したがって、重要な会社情報である、決定事実、発生事実及び決算情報のいずれの場合においても、経営企画本部長のもとで一元管理されております。

決定事実、発生事実及び決算情報の適時開示におきましては次の体制をとっております。

(1) 決定事実・発生事実

重要な決定事項及び重要な事実が発生した場合は、経営企画本部長が情報を収集の上検討し、取締役会で決議しております。決定した際は、情報取扱責任者の指示のもと、適時適切に開示をする体制となっております。

(2) 決算情報

決算情報においては、情報開示委員会で指名した委員で構成する情報開示委員会にて協議され、取締役会で決議しております。決定した際は、情報取扱責任者の指示のもと、適時適切に開示をする体制となっております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

